

Q デザイナーにちょっと相談をしてみたいのですが、それだけでもお金はかかるのでしょうか？

▶▶▶ Answer

特に決まりはありませんが、簡単な相談なら、たいていのデザイナーは無料で対応してくれるでしょう。最初から「1時間いくら」といった時間単位の形で相談料を求めるデザイナーはあまりいません。ただし、「イメージを絵(スケッチ)にしてください」というように、具体的な成果物を求める場合は、常識として相応の対価が必要になります。たとえ1枚であっても、そこにはデザイナーのアイデアやノウハウが盛り込まれているのです。

デザイナーと一緒に仕事をするためのFAQ

Q 開発予算を見積もる際に気をつけることはありますか。

▶▶▶ Answer

例えば製品の自社開発に慣れていない企業の場合、見積もりに際していくつかの項目を忘れてしまう場合もあるようです。樹脂や金属を加工する場合に必要な金型代や、製品を販売するまでに必要な販促費用など、抜け落ちがないかを確認しましょう。

またデザイン料を設定する際には、経費に何を含むかという確認も必要です。試作(モックアップ)費や出張費なども含むのか、別に支払うのかによって、デザイン料の額は大きく左右されます。



Q デザイン料の相場を教えてください。

▶▶▶ Answer

一言で答えるのは難しい質問です。デザインの分野やデザインする対象、事業規模や開発期間、デザイン作業の条件、デザイナーのキャリアなどによって大きく異なるからです。

5ページで触れたように、デザインといってもプロダクトやグラフィック、ディスプレイなど多様な分野があり、それぞれデザイン料の規模は異なります。

また同じプロダクトデザインの分野でも、例えば中小企業が一般ユーザー向けの単純な生活雑貨を若干デザイナーに依頼する場合なら、数十万円で引き受けてくれるかもしれません。一方、大手企業が産業機器などを開発する場合には、デザインの過程でさまざまな検証や知的財産の管理などを含めた緻密な作業を求めることもあります。こうしたケースであれば、数百万円から1000万円近いデザイン料を投資する場合も出てくるでしょう。

さらに、企画(コンセプト開発)、デザイン(基本デザインや詳細デザイン)、デザイン監理などのうちの段階を依頼するかによっても異なってきます。24ページで紹介したように、デザイナーの考え方もいろいろです。まずはデザイナーに相談してみましょう。

Q デザイナーに依頼して制作した製品パッケージの動物キャラクターが可愛いので、販促物にも使おうと計画しています。デザイナーの承諾を得る必要はあるのでしょうか。

▶▶▶ Answer

キャラクターは著作物とされ、この場合は製品パッケージ全体が1つの著作物と考えられるので、一部を取り出して使うわけにはいきません。著作物の「同一性保持」を損なったとして著作権侵害とみなされる可能性があります。パッケージの一部であっても必ず事前にデザイナーと相談してください(23ページ参照)。

Q 対価を払って受け取ったデザイン案は、製品化に際して自由に手を加えていいですか？

▶▶▶ Answer

デザイナーの承諾を得ずに元のデザインを変えると、トラブルになる恐れがあります。全体の調和を考えただけで細部の形や素材、色まで設定しているので、一部でも改変するとデザインの考え方やバランスを崩してしまう可能性があるからです。事前に相談することが、互いの信頼関係を保つ秘訣といえます。

とはいっても、将来、製品の色を変える、マイナーな



モデルチェンジをする、バリエーション展開するなど、臨機応変に事業を進めたい企業もあるでしょう。そうした場合の対応をあらかじめ契約時に合意しておけば、後々トラブルを引き起こさずに済みます。

Q デザイナーに3案を提案してもらいました。1案を製品化しますが、将来、残りの案を自由に使ってもいいですか。

▶▶▶ Answer

支払ったデザイン料でどこまでの権利を持てるのかは、法律などで特に定められているわけではありません。支払ったデザイン料ですべての案を買い取るのか、デザイン料はあくまで採用案への対価なのか。事前にデザイナーと確認しましょう。逆に、不採用だった案をデザイナーが別の機会に利用できるのかという点も話し合っておく必要があります。

不採用案の権利は基本的にデザイナー側にあり、デザイン依頼時によく協議し、契約書に明文化することを推奨します。

(P.31 ※4を参照)

Q デザイナーがなかなか要望を理解してくれません。契約の解除はできますか。

▶▶▶ Answer

企業とデザイナーの間にも相性の良し悪しがあるのは仕方ないこと。意思疎通がうまくいかない場合などは、早めに中止するのがお互いのためかもしれません。

ここで注意したいのは、作業途中で契約を解除した場合のデザイン料です。進んだ作業分の対価を支払うのが一般的といっても、作業の達成率を数値化するのはなかなか難しいものです。また、企業側とデザイナー側のどちらに契約解除の責任があるのかといった点が問題となる場合も出てくるでしょう。全体の作業をいくつかの工程に分け、工程ごとに対価を定めて支払う方法を採用しておけば、途中で中止する場合でも対価を計算しやすくなります。

知的財産

Question

Q 知的財産権を権利化する際の事前調査や基本的な情報のチェックはどこでできますか？

▶▶▶ Answer

22ページで紹介した4つの産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)は、必要な書類を特許庁に出願して認められれば権利化され、一定期間保護されます。

これら出願方式のものは、権利化できる可能性があるかどうかをまず事前調査する必要があります。「この技術は果たして特許になるのか」「この形には意匠権を得られるほどの新規性があるのか」「このロゴマークは他社のそれと似ていないか」「そもそも他社はどんな権利を保有しているのか」などです。

「東京都知的財産総合センター」(03-3832-3656)では、専門のアドバイザーが常駐し、権利化から産業財産権・著作権の戦略的な活用や権利処理に至るまで幅広く相談を受け付けているほか、著作権、不正競争防止法を含む知的財産権一般に関するさまざまなセミナーも行っています。

また、産業財産権に関する一般的な相談は、特許庁1階にある「工業所有権情報・研修館」(03-3581-1101)で受けられます。ここでは、同館のホームページ内にある「特許情報プラットフォーム」<https://www.j-platpat.jp/> (J-PlatPat)の検索方法のアドバイスも行なっています。J-PlatPatでは、すでに権利化されている情報を手軽に調べられます。

その他、発明推進協会、日本弁理士会の無料相談なども利用できます。

Q 依頼を前提にデザイナーと事前相談したいのですが、契約前に業務秘密を伝えるのが少し心配です。どう対応すればいいでしょうか。

▶▶▶ Answer

正式に仕事を依頼する前に、ある程度会社や業務の内容をデザイナーに知っておいてもらうことは必要です。でも、無防備に情報を伝えていると秘密が漏れてしまうという不安もあるでしょう。そこで最近では、デザイン業務委託契約を結ぶ前に、秘密保持契約を交わす企業が増えています(36ページ参照)。

秘密保持契約とは、業務によって知り得た秘密情報を、相手の承諾を得ずに第三者に漏洩しないことなどを約束するものです。契約書を取り交わすのが難しい場合は、覚え書きでもいいでしょう。互いに信頼できる環境を整えることは、良い成果を得るためにも欠かせません。

Q 特許権を取得する以外に、自社で発明した内容を守る方法がありますか。

▶▶▶ Answer

特許権を取得すると、その発明は出願から20年の保護期間中、独占的に使用できます。ただし、同時に発明詳細が公になるうえ、保護期間を過ぎるとだれでもその発明を自由に使えるようになるため、発明内容によっては不利に働くケースもあります。

もし、発明内容を他社に知られず、なおかつ、保護期間に制限を加えられたくない場合は「営業秘密」としてその発明を守る方法があります。「(1)誰にもまだ知られていない」、「(2)有用な」技術上の企業秘密や営業上のノウハウが、限られた人しかアクセスできないような「(3)秘密として管理されている」場合、それは営業秘密と位置付けられ、不正な方法でその秘密が盗まれたり利用されたりした場合は、不正競争防止法によって差し止めや損害賠償を請求することができます。また、営業秘密としたい内容に対して、「マル秘」等の表示で明示する等の秘密管理措置(施錠管理等も含む)をとる方法があります。

マメ知識

Question

Q これまでの下請法が取適法になりましたが、具体的にどう変わったのでしょうか？

▶▶▶ Answer

取適法(とりてきほう)は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」の略称で、2026年1月から施行されています。適用基準に、これまでの資本金に加えて従業員数^(※)が追加され、これまで対象外だった事業者も広く対象となります。また、「手形払」が原則禁止され、60日以内の現金同等の支払いが適用、原材料費高騰などを理由とした価格協議を拒み、一方的に価格を据え置く「買いたたき」も厳禁。不当な取引を強いる慣習が通用しなくなります。発注側・受注側ともに、新基準への対応と契約の見直しが急務です。

Q 生成AIをデザインに活用するときの注意点を教えてください

▶▶▶ Answer

生成AIはデザイン制作の効率を劇的に高めるツールですが、活用には3つの注意点があります。

- ①権利リスク:意図せぬ模倣による著作権侵害の恐れ。
- ②ブランドの埋没:AIは平均的な回答を出すため、自社のこだわりが消え他社と似た表現になりがち。

③機密漏洩:入力した新製品情報がAIに学習され流出するリスク。

そのため、AI案を「素材」とし、最後は人間の感性で磨き上げる運用がブランドを守る鍵となるでしょう。

Q 『「デザイン経営」宣言』とは何ですか？

▶▶▶ Answer

「デザイン経営」とは、デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法です。経済産業省と特許庁が、2018年5月に報告書『「デザイン経営」宣言』を発表し、大きな反響を呼びました。

その後も特許庁では「デザイン経営」に関する取り組みを進め、「デザイン経営ハンドブック」や「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック」等を取りまとめています。

公社としても、中小企業において「デザイン経営」が重要と捉えて、これを実践的に取り組んでいくための支援を行っています。

Q デザイナーを探したり、デザインに関する相談ができる窓口はありますか？

▶▶▶ Answer

東京都中小企業振興公社では、中小企業のデザインに対するニーズに応えるためにデザイン経営支援事業を展開しています。具体的には、「デザイン相談」やデザイナー検索サービス「東京デザインデータベース」、企業とデザイナーとの出会いの場「コラボマッチング」等様々な支援メニューがあります。

また、日本デザイン振興会では、東京都内のもづくり中小企業と優れた課題解決力・提案力を併せ持つデザイナーとの協働を目的として「東京ビジネスデザインアワード」を実施しています。いずれも、企業とデザイナーが出会う貴重な機会となっています。

※常時使用する従業員数 300 人(製造委託等の場合)または 100 人(役務提供委託等の場合)

契約書例

デザイン契約を対象とした契約書の例をつくりました。

事業の内容やデザイナーとの話し合いに応じて、内容を適宜変更・追加してご利用ください。

なお、東京都中小企業振興公社のデザイン相談でも個別に相談することができます。

また知的財産に関することについては、東京都知的財産総合センターにご相談ください。

(→38ページ参照)

DESIGN COLUMN

デザインの発注にあたって ～内容を書面で交わすことの重要性～

デザインは、アイデア(構想)を実現可能なものに近づけていく技術です。そして、デザイナーはその業務請負業であり、企業から与えられたテーマについてアイデアを出し、現実の商品にする過程においてデザインスケッチ、図面(データ)、試作モデル、パッケージやラベルのデザインなどを提供していきます。

サービス業なので、料金はかかった時間で計算されます。加えて、スケッチや図面化に関わる技術料、権利化につながる考案がある場合は、その考案の譲渡費用などで構成されます。製品デザインおよび、その商品化には少なくとも2～3カ月、ものによってはそれ以上の時間がかかります。その期間、デザイナーと円滑に作業を進めるために、通常は「業務委託契約書」を交わすことになりますが、「契約書」というとその作成が手に余ったり、役員会や代表者の承認が必要だったりという企業も少なくないでしょう。

しかし、解釈の違いによるトラブルを未然に防ぐために、何らかの取り決めは交わしておきたいという場合は、以下の3点からなる「発注書」または「覚書」を交わすことが有効です。

その3点とは「1. デザイン作業の内容」「2. 期間」「3. 対価(報酬)」の3つです。1の「デザイン作業の内容」については、「製品Aの操作性向上とその外観デザイン」「現行品Aの拡販を目的としたデザイン改良提案」など、具体的に記すべきでしょう。また、イラストや写真、キャラクター、ロゴなどは使用目的を明確にしておくことも大切です。2の「期間」は、「デザインスケッチ受領時」「外観データ検収時」など、どの時点で作業終了とするかの合意が必要となります。3の「対価(報酬)」は、「〇日締め、翌月末振込み」など、その支払い方法の合意も重要です。

簡単なものであっても、書面にする過程で双方のコミュニケーションが図れ、信頼関係の醸成にも役立ちます。ぜひ実践しましょう。

契約書例 ① デザイン業務委託契約書

この契約書例はあくまで参考です。実際に使用する際は、内容を必ず確認し、ご自身の状況に合わせ加工・修正して下さい。

[企業名] (以下、「甲」という)と[デザイナー名] (以下、「乙」という)とは、[製品名] (以下、「本製品」という)に関するデザイン開発業務の委託につき、次のとおり契約を締結する。

(業務委託)

第1条 甲は乙に対し、本製品に関する[※1] (以下、併せて「本デザイン業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。

(情報提供)

第2条 甲は乙に対し、本製品に関する[※2]を、口頭または書面で提示し、乙は当該[※2]に従い本デザイン業務を遂行する。

(デザインコンセプト)

第3条 乙は、本製品の製品分野におけるデザインの現状、および動向に関する調査・分析を行い、当該調査・分析結果を基に本製品のデザインコンセプト検討のためのラフスケッチ[]案を、甲、乙協議決定する期日までに、甲に提出する。

2.甲は、前項のラフスケッチ[]案のうちいずれかを採用し、その決定内容を、付加情報(与件)があればそれとともに乙に通知する。

(デザイン案)

第4条 乙は採用されたラフスケッチをもとに、※3本製品のデザイン案を開発し、甲、乙協議決定する期日までに、デザイン案[]点を甲に提出する。

2.甲は、前項のデザイン案[]点のうちいずれかを採用し、その決定内容を、付加情報(与件)があればそれとともに乙に通知する。

(実施デザイン)

第5条 乙は、前条第2項により通知を受けたレンタルまたはカンパに従い、付加条件がある場合はそれによる展開を加え、本製品の実施デザイン案を開発し、甲、乙協議決定する期日までに実施デザイン[]点を甲が指示する様式で報告する。

2.甲は、前項の実施デザイン[]点のうちいずれかを採用し、その決定内容を乙に通知する。

(デザイン監理)

第6条 乙は、前条第2項により決定された実施デザインに基づく本製品の試作および製造過程におけるデザインチェックを、甲の指定する場所で行い、必要な場合、試作および製造上必要とされる製品形状、外観の修正等において指示等を行う。

(業務の変更と中止)

第7条 甲は、本デザイン業務の変更または追加をする必要が生じた場合、速やかに乙に通知し、変更または追加の内容とそれに伴う対価の変更につき乙と協議する。

2.甲は、本デザイン業務の中止を希望する場合、速やかに乙に通知し、中止までの対価の支払い、成果に関する知的財産権等の取扱等につき乙と協議する。

(業務の完了)

第8条 乙は、本契約締結の日から[]日以内に、本デザイン業務を完了するものとし、甲は、これに協力する。

(知的財産権の帰属)

第9条 [※4]。

※1

「デザインコンセプトの開発」、「レンタルまたはカンパの開発」、「詳細デザインの開発」、「デザイン監理」など。以下、委託する業務に応じて必要な条文を利用する

※2

「デザインコンセプト」、「デザインに関する情報(与件)」など

※3

デザインコンセプトから委託する場合は、前に「前条により採用されたデザインコンセプトを付加情報(与件)により展開し」を挿入する

※4

●知的財産権が委託者(企業)に譲渡される場合は(以下、「成果が委託者に帰属する場合」)
例:「乙は甲に対し、第5条2項により決定された実施デザインに関し意匠登録等を受ける権利、著作権(著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)を含む)を譲渡するものとし、甲の当該意匠登録等出願につき必要な協力を行う。また、乙は、甲及び甲が指定した者に対し著作権人格権を行使しないものとする。」
●成果がデザイナーに帰属し、デザイナーから委託者(企業)に実施許諾される場合(以下、「成果がデザイナーに帰属する場合」)
例:「第5条の2項により決定された実施デザインに関し意匠登録等を受ける権利及び著作権は、乙に帰属するものとし、乙は意匠登録等出願を行い、当該権利を維持・管理することができる。」
●成果に関する意匠権等、著作権を委託者(企業)に譲渡してしまうとデザイナーは委託者の承諾なしには当該意匠権等を実施、当該著作権の利用ができなくなるので、留意が必要

(対価および支払い)
第10条 甲は乙に対し、本デザイン業務の対価として[]円を本デザイン業務完了の日の翌月末までに[※5]支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

2.甲は乙に対し、[※6]

3.(デザイナーに帰属する場合に使用)前項の対価は[※7]ごとに集計し、当該[※7]の末日から[]日以内に支払われるものとし、甲は乙に対し、前項の本製品の販売個数につき報告書を提出する。

4.第1項および第2項の金額は消費税を含まないものとし、甲は乙が指定する銀行の乙の口座にこの金額を振り込む。

5.第1項の対価には以下の代金について含まれるものとする。ここに含まれていない項目に対しては、甲、乙で協議して決定する。
・[※8]

(創作物の公表)
第11条 乙は、甲が第5条第2項により決定された実施デザインに基づく本製品につき発表または発売する日まで、乙は本デザイン業務による創作物を公表しない。また、公表する場合はあらかじめ甲の了承を得る。

(守秘義務)
第12条 甲および乙は、本契約の遂行に際し相手方から得た情報、資料、その他の一切の秘密事項につき、秘密を保持し、これらを第三者に開示または漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項についてはこの限りではない。

- 1) 相手方から取得する前に、既に公知であったもの
- 2) 相手方から取得した後に、自らの責によらず公知となったもの
- 3) 相手方から取得する前に、既に自らが所有していたことを立証できるもの
- 4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により取得したもの

2.乙は、甲から提示された有形の情報を、本デザイン業務完了時点で、甲に返却する。

(契約期間)
第13条 本契約は、本契約の調印の日に発効し、[※9]。

(製造物責任)
第14条 本業務の成果により甲が採用した成果物の使用によって「製造物責任」として顧客等に損害を発生させた場合は[※10]。

(協議事項)
第15条 本契約の条項につき疑義を生じた事項および本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上解決する。

(合意管轄)
第16条 本契約及び個別契約に係る訴えは、[※11]を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

[]年[]月[]日
甲 (住所、社名、役職、氏名) 捺印
乙 (住所、社名、役職、氏名) 捺印

契約書例② デザイン・コンサルティング契約(1)

(公社)日本インダストリアルデザイン協会作成
「インダストリアルデザイン 契約と報酬 ガイドライン」より転載

デザインコンサルタント委託契約書

[企業名] (以下、甲という)と[デザイナー名] (以下、乙という)は、[]のデザインコンサルタント業務(以下本業務という)に関し、以下の各項に基づいて契約(以下本契約という)を締結する。

(委託事項)

第1条

(1) 内容

[]のデザイン開発に関するコンサルティング

(2) 契約期間

[]年[]月[]日より[]年[]月[]日まで

(3) 契約金額

金[]円(消費税含む)

(4) 契約金の支払い

[]年[]月[]日までに半金もしくはそれを越える金額を支払い、契約終了までに残金を支払う。

(会議)

第2条

甲及び乙は、契約期間中に毎月2回を目安とし、原則として甲の事務所において会議をもち、開発テーマについて協議する。

(守秘義務)

第3条

甲及び乙は、本業務の遂行の過程で知り得た双方の事業に関する情報を、相手方に事前の承諾を得ることなしにこれを第三者に開示してはならない。

(協力)

第4条

乙は専門家としての能力と誠意をもって本業務を遂行し、甲はそのために必要な情報提供など可能な限りにこれに協力する。

(疑義)

第5条

本契約について疑義が生じたときは甲、乙両者で誠意をもって協議し、解決をはかるものとする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、各々1通を保管する。

[]年[]月[]日

甲 株式会社[] 代表取締役[]

乙 株式会社[] 代表取締役[]

※5
「現金で」など支払い方法

※6
●成果が委託者に帰属する場合
例:知的財産権譲渡の対価を受けとる場合
[第9条に基づく知的財産権譲渡の対価として、金[]円を、第9条第1項の意匠登録等出願完了の日の翌月末までに支払う]
例:知的財産権の対価を本デザイン業務の対価に含める場合
[甲は乙に対し、]を削除の上、次の条文を規定する。この場合、3項は削除、4項の条文中「および第2項」を削除、5項を4項に変更。
[第9条に基づく知的財産権譲渡の対価は、本デザイン業務の対価に含まれるものとする]

●成果がデザイナーに帰属する場合
例:実施許諾をして対価を得る場合
[乙が第9条第1項に基づき取得した意匠権等(本件知的財産権)の有効期間中に甲が乙の本件財産権を実施して販売した本製品の個数1個につき金[]円を乗じて得られた金額を支払う]
例:実施許諾をして、その対価を本デザイン業務の対価に含める場合
[甲は乙に対し、]を削除の上、次の条文を規定する。この場合、3項は削除、4項は条文中「および第2項」を削除、5項を4項に変更。
[乙は甲に対し、第9条に基づき取得した意匠権等について実施を許諾し、その対価は、本デザイン業務の対価に含まれるものとする]

※7
集計期日

※8
代金に含む項目を列記

※9
●成果が委託者に帰属する場合
例:「第10条2項の支払いが完了した日をもって満了する。ただし、第11条および第12条の規定は、本契約の期間終了後も有効とする」
●成果がデザイナーに帰属する場合
例:「乙が第9条第1項に基づき取得した本件知的財産権の有効期間中有効に存続する」

※10
製造物責任法では製造者が顧客に与えた損害の責を負うが、デザイナーも十分留意する必要がある

※11
「東京地方裁判所」などを入れる。裁判所は、依頼者の所在地に近いところが便利。

本契約書例は、コンサルティングとその後継続する予定の委任的デザイン業務の基本部分を合わせた事例です。

業務委任基本契約書

[企業名] (以下、甲という) と、[デザイナー名] (以下、乙という) は、次の通り契約を締結する。

(総則)

第1条

甲は甲が生産、販売しようとする商品の開発に関するデザイン等のコンサルタント業務 (以下、本業務という) を乙に委託し、その委託業務の内容および相互の権利義務の関係を明確にした上で、個別に委託し乙はそれを受託する。

(個別委託事項)

第2条

(例)

1. 社員デザイン教育
2. 製品デザイン実務
3. その他デザイン全般に関わる相談

(業務委託及び実施方法)

第3条

1. 甲は前条の1.または2.を委託するに先立ち、その内容又は仕様を着手の期日および期間と共に書面をもって乙に明示し乙はこれを確認する。
2. 乙は業務遂行上必要な情報提供を甲に要求することができ、甲はこれに協力する。

(対価)

第4条

1. 対価の額は乙の提示するデザイン料金体系によるものとし、乙は個別委託ごとの見積りを甲に提示する。
2. 乙は委託業務の完了と同時に、甲に対価を請求する。請求額が見積額を越えるときは、事前に甲の了承を得るものとする。
3. 甲は乙より請求を受けたときは、月末締め翌月 [] 日に乙に支払うものとする。

(業務中止の場合の報酬)

第5条

甲が乙に委託した業務の全部或いは一部を中断あるいは中止するときは、甲はすみやかに乙に通知し、乙はすでに着手した部分に相当する報酬を受ける。

(機密保持)

第6条

甲乙は、本業務の実施にあたり知り得た相手方の情報を他に漏らしてはならない。乙は委託業務完了と同時に、甲から提供された資料等の一切を返却するものとする。

(業務の終了)

第7条

1. 乙は本業務の終了時点で、終了通知 (モデル、必要書類、最終報告書等) を甲に提出し、甲はその採否について、10日以内に乙に通知する。10日以内に採否通知がない場合は、本業務の終了を承諾したものとする。
2. 委託した業務の成果又はその進捗につき、要求した内容又は仕様に合致しないと甲が判断したときは、乙は乙の費用と責任でこれを直ちに填補するものとする。

(損害賠償)

第8条

本業務に関して、乙の責に帰する事由により、甲が損害を被ったときは、乙は損害賠償の責めを負う。

(デザインに関する権利)

第9条

乙がデザイン業務に携わったことにより得られた知的財産権 (著作権の場合は、著作権法第27条 (翻訳権、翻案権等) 及び第28条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) を含む) 又は各種表彰を受ける権利 (ノウハウは除く) は甲に帰属する。乙は、甲及び甲が指定した者に対し著作者人格権を行使しないものとする。

※この条文は、知的財産権を企業に帰属させ、デザイナーは著作者人格権を行使しないというサンプルである。その他にも、知的財産権をデザイナーに帰属させたまま企業に実施・利用許諾する場合、知的財産権を企業とデザイナーとで共有とする場合がある。
なお、著作者人格権には公表権、氏名表示権、同一性保持権があり、それぞれについて、デザイナーが権利行使するか否か規定することができる。

(契約有効期間)

第10条

本契約の有効期間は、[] 年 [] 月 [] 日から、[] 年 [] 月 [] 日までの間とする。ただし期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれか一方からの申し出のないときは、本契約と同一条件で更に1年間ずつ継続するものとする。

(その他)

第11条

1. 本契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議し決定する。
2. 前項の協議が成立せず、又は協議できないときは、法令に従うものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

[] 年 [] 月 [] 日

甲 株式会社 [] 代表取締役 []

乙 株式会社 [] 代表取締役 []

デザイン業務委託契約やデザイン開発等に関する顧問契約を結ぶ前に交わしておく秘密保持契約書は次のような内容で構成する。下線部分は、内容によって変更する必要がある。実際の使用にあたっては下線を削除

[企業名] (以下、甲という)と[デザイナー名] (以下、乙という)は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○を行うことの可能性についての検討(以下「本検討」という。)を行うにあたり、互いに相手方に開示す
る情報の取り扱い等について、次のとおり秘密保持契約を締結する。

第1条 (秘密情報)

本契約において、「秘密情報」とは、本検討の目的で、文書、電子メール、口頭、電子記憶媒体及びその他の方法を問わず、甲又は乙の一方から、その相手方に対して開示された情報で、開示の際に秘密であることが文章により明示されたものをいう。

２　口頭、映像等の視覚的手段により開示された情報については、それを開示する者（以下「開示者」という。）は、開示の際に秘密である旨を言明し、かつ、当該情報の概要を書面化して秘密である旨の表示を付したうえで、その相手方（以下「被開示者」という。）に対して開示の日より〔〕日以内に提供された場合に限り、当該情報を秘密情報として扱うものとする。

3 次の各号に該当することを被開示者が立証できる情報は、秘密情報に含まれない。

(1)本契約に基づく開示の時、すでに公知の事実となっている情報。

2)本契約に基づく開示の後、被開示者の責に帰し得ない事由により公知となった情報。

3)本契約に基づく開示の時、被開示者がすでに所有し、かつ開示者から直接若しくは間接に知り得たものではない情報。

(4)本契約に基づく開示の後、開示者の秘密情報を使用することなく独自に開発した情報

(5)本契約に基づく開示の後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わず取得した情報

第2条 (秘密保持)

被開示者は、開示者により開示された秘密情報及び本契約の締結の事実並びに本検討の内容及び成果について厳に秘密を保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を本契約に定める本検討の目的以外に使用、転用又は流用してはならない。

3 第1項にかかわらず、裁判所、政府機関等の要請又は法令に基づき秘密情報の開示を求められた場合は、開示要請を受けた後、速やかに開示者に連絡し、その開示先、開示範囲等について通知しなければならない。

第3条 (秘密情報の管理)

被開示者は、開示者により開示された秘密保持に関するすべての書面及び媒体並びにそれらの複製物を他の資料及び物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意義務をもってこれらを保管、使用しなければならない。

2 被開示者は、開示者から提供された秘密情報を開示者の書面による事前の同意がない限りその一部又は全部を複製してはならない。なお、開示者の同意を得て複製したものについても、秘密情報として取り扱うものとする。

3 被開示者は、本検討の遂行にあたり秘密情報を知る必要のある範囲において、被開示者の役員、従業員にのみ開示することができる。

4 被開示者が、開示者の書面による事前の同意を得て、第三者に対して秘密情報を開示する場合は、被開示者は当該第三者に対して本契約に基づく秘密保持義務を遵守させるものとし、当該第三者による秘密情報の取り扱いについて一切の責任を負う。

第4条（知的財産の取り扱い）

甲及び乙は、相手方から開示・提供された秘密情報を利用して、発明、考案又は意匠の創作をなした場合は、速やかにその内容を相手方に通知の上、その出願・公表の可否、その権利の帰属及び取扱いについて甲乙協議の上決定する。

第5条（秘密情報の返還・廃棄）

被開示者は、秘密情報が本検討に不要となったとき、若しくは開示者から秘密情報の返還請求を受けたとき、又は本契約が終了若しくは解除されたときは、速やかに相手方の指示に従い、当該秘密情報に関するすべての書面及び媒体並びにそれらの複製物を相手方に返還又は廃棄・消去処分しなければならない。

2 被開示者は、秘密情報が紛失又はそのおそれがあるときには、直ちにその旨を開示者に連絡し、その指示に従わなければならない。

第6条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日にかかわらず〔 〕年〔 〕月〔 〕日から1年間とする。ただし、期間満了の2ヵ月前までに甲又は乙のいずれの当事者からも異議の申し出がないときは本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 第2条(秘密保持)、第3条(秘密情報の管理)及び第4条(知的財産の取り扱い)に規定する義務は本契約終了後も引き続き〔 〕年間、第7条(損害賠償)及び第9条(裁判管轄)に規定する義務は本契約終了後も引き続き有効に存続する。

第7条 (損害賠償)

開示者は、被開示者又は被開示者から秘密情報の開示を受けた第三者が本契約に定める秘密保持義務に違反した場合、当該違反行為の差し止め及びそれにより被った損害の賠償を被開示者及び当該第三者にたいして請求することができる。

第8条 (協議)

本契約に規定のない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲及び乙は、信義誠実の原則に則り、誠意をもって協議するものとする。

第9条 (裁判管轄)

本契約から若しくは本契約に関連して、当事者間に生じるすべての紛争は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決されるものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

〔 〕年〔 〕月〔 〕日

甲 (住所、社名、役職、氏名) 捺印

乙 (住所、社名、役職、氏名) 捺印

デザイン活用に役立つ 支援先や専門家団体の窓口

東京都関連団体

(公財) 東京都中小企業振興公社

総合支援部 生産性向上支援課

 <https://www.tokyo-kosha.or.jp/>
 03-3251-7917
 〒101-0025
東京都千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎5階
都内中小企業のデザイン力向上を通じて、新たな製品やサービスを生み出すことができる「デザイン経営」実践のための支援を行う。デザイン相談、デザイン導入支援セミナー、デザイン経営スクール、デザイナーデータベース「東京デザイナーデータベース」の提供、中小企業とデザイナーの商談会「デザインコラボマッチング」等の事業を実施

東京都知的財産総合センター

 <https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>
 03-3832-3656
 〒110-0016
東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル

都内の中小企業を対象に、特許、実用新案、意匠、商標、著作権から海外における知財の戦略的な活用まで、多様な知的財産の相談などを専門のアドバイザーが無料で受け付けている。マニュアル等の発行、セミナーや外国特許助成金等の事業も実施

(地独) 東京都立産業技術研究センター

 <https://www.iri-tokyo.jp/>

地域支援部 城東支所

 03-5680-4632
 〒125-0062
東京都葛飾区青戸7-2-5

都内の中小企業の技術支援を行う公設試験研究機関。地域技術支援部城東支所では、製品開発や品質改善のための技術相談、依頼試験、設備機器の利用、技術セミナー等を行っている。プロダクトデザインでは、カッティングプロッタ、レーザー加工機、アパレル器械等、試作開発の際に必要な機械が利用できる

デザイン関連団体

JIDA

(公社) 日本インダストリアルデザイン協会

 <https://www.jida.or.jp/>

JAGDA

(公社) 日本グラフィックデザイン協会

 <https://www.jagda.org/>

JPDA

(公社) 日本パッケージデザイン協会

 <https://www.jpda.or.jp/>

JID

(公社) 日本インテリアデザイナー協会

 <https://www.jid.or.jp/>

SDA

(公社) 日本サインデザイン協会

 <https://www.sign.or.jp/>

DSA

(一社) 日本空間デザイン協会

 <https://www.dsa.or.jp/>

JJDA

(公社) 日本ジュエリーデザイナー協会

 <https://www.jjda.or.jp/>

以上は、各分野を専門とするデザイナーの団体

JDP

(公財) 日本デザイン振興会

 <https://www.jdp.or.jp/>

「グッドデザイン賞」を主宰するデザインビジネスの振興機関。東京都主催の「東京ビジネスデザインアワード」も実施

資料提供・協力

株式会社トネ製作所 (デザイン: キタムラデザイン)

ジェントス株式会社 (デザイン: フォルム)

株式会社イグフィコーポレーション (デザイン: アルテサーノ・デザイン)

株式会社ファクタスデザイン

株式会社深山園 / 株式会社坂井電機 / マルナオ株式会社 (デザイン: シーダブリュエス)

表紙デザインについて

デザインプロセスにおける一連の作業と密接に関係する秘密保持契約 (NDA)、知的財産権、マーケティングなど関連事項をピクトグラム (アイコン) とし、それぞれが渦巻くトルネードとして絡み合っていく様を表現しています

デザイン活用ガイド

平成22年3月発行
令和8年6月改訂

編集・発行 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 総合支援部 生産性向上支援課
〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町1-9
東京都産業労働局秋葉原庁舎5階

電話 03-3251-7917

URL <https://www.tokyo-kosha.or.jp/>

監修 公益社団法人 日本インダストリアルデザイン協会 プロフェッション委員会

協力 公益財団法人 日本デザイン振興会
東京都公立大学法人 東京都立産業技術大学院大学

執筆 守山久子 +
公益社団法人 日本インダストリアルデザイン協会 プロフェッション委員会

表紙デザイン 吉田晃永

レイアウトデザイン 木山綾子

印刷 株式会社 日本アーツプロダクツ